

所得申告を忘れずに！

【問合先】税務課市民税係 ☎24 - 1111
内線2516・2513または各支所税務係

平成30年度(平成29年分)の市県民税の所得申告期間は、3月15日(木)までです。期間内に忘れずに申告を済ませましょう。期間内に申告をしないと、諸控除の適用や国民健康保険料の減額該当者として認められないことがあるほか、所得課税証明書を交付できませんのでご注意ください。

市県民税の申告対象者

市内に住み、平成29年中に次の所得があった人

- ①営業、農業、漁業などの事業所得
- ②家賃、配当、恩給、年金、利子、譲渡などの所得
- ③給与所得者で、次のいずれかに当てはまる人
 - ▷勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない人
 - ▷2ヵ所以上から給与を受けた人
 - ▷医療費控除などを受けようとする人
 - ▷平成29年の途中で退職し再就職しておらず、市への給与支払報告書が未提出の人 など

【国民健康保険料の被保険者】

国民健康保険の被保険者は、市県民税の所得申告対象者に加えて、昨年に収入が無くても申告が必要です。また、納税義務者(世帯主)には、当該納付義務者およびその世帯に属する被保険者についての申告が義務づけられています。



市県民税の申告相談会

申告が必要と思われる人は案内書の有無にかかわらずお越しください。ただし、所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告をする必要はありません。

【申告相談会場】

とき	地区	ところ
3月15日(木)まで 午前9時 ～11時30分 午後1時 ～4時30分 (土・日曜を除く)	宇和島	市役所 602会議室
	吉田	吉田支所 税務係
	三間	三間支所 会議室
	津島	岩松公民館

※各種経費の領収書や所得控除の領収書などは各種類ごとに事前集計の上、お越しください。

【持参物】

- ▷収入金額が証明できる帳簿や書類
- ▷収入を得るための必要経費が証明できる書類
- ▷諸控除を受けるための社会・生命・年金・介護保険料や医療費などが証明できる書類
- ▷給与所得者と年金受給者は所得税の源泉徴収票
- ▷印かん(スタンプ式は不可)
- ▷国外居住親族を扶養親族として申告する際は、扶

養していることが分かる書類(送金関係書類など)
※年末調整で勤務先にすでに提出している場合には送金関係書類などは不要です。

▷申告者本人のマイナンバーカード(マイナンバーカードを持っている人)、マイナンバーカードを持っていない人は、下表の①および②を各1点ずつ

※控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーを分かるようにしてお越しください。

番号確認書類①	通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し、マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書
身元確認書類②	運転免許証、公的医療保険の被保険者証、障害者手帳(身体・精神・療育)、年金手帳、パスポート、そのほか官公署から発行・発給された書類(氏名、生年月日または住所が記載されているもの)など

※市役所・各支所駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関を利用ください。

国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が募集した「税についての作文」で、入選した土居 有花 さん（宇和島南中3年）、戸梶 真汐 さん（城南中3年）、岡本 奈美 さん（城東中3年）の作文を広報うわじま1～3月号に掲載します。

税について見直そう（宇和島税務署長賞）

城東中学校3年 岡本 奈美

「もし、税金がなかったら…」と考えたことはありませんか。税金がなかったら、道路を整備することもできません。また、私が学校に通って教育を受けるのに多額の費用がかかります。そして、日常生活では家庭から出るゴミもそのまま放置されたり、警察や消防を呼ぶこともできなかつたりします。以前の私は、そんな税金の有難さを知らず、「税金なんてなかったらいいのに」と思うことがありました。

税金には、物を買ったときに払う消費税、給料の中から引かれる所得税などがあります。所得税は所得が多い人ほどたくさん税金がかかり、所得の少ない人はあまり払わなくていい仕組みになっています。このように、私たちが払った税金は、国や県、地方公共団体に納められています。そのお金は、道路の整備、警察や消防、教育や年金、医療などはもちろんのこと、鳥獣保護や災害復旧、ゴミ収集にも使われています。私たちは、税金があるおかげで、安全で安心な暮らしができています。

しかし、今日の日本では、少子高齢化が進んでいます。ということは、年金をもらう人が増えて、若い働く世代の人が減っているのです。税金を納める世代の人1人に

対する負担が増えていっているのです。平成元年に導入された消費税は、3パーセントでした。しかし、現在では8パーセントになり、10パーセントにまで増えていきそうです。私たち若い世代に重くのしかかる税金の問題、高齢者問題。これに、どう向き合うかも今後の課題になっていきます。

そして、税金の使い道も大切になってきます。それを決めるのは国会です。その国会に参加する首相や国会議員を選ぶのは、私たち国民です。私たち中学3年生には、まだ選挙権はありませんが、あと4年もすれば選挙権をもつことができます。税金を正しく使ってもらうためにも、立候補者の演説や公約をきちんと聞き、よく考えて投票することが大切になってきます。

租税教室で税のことについて学び、税を納めることの大切さについて理解しました。税金は、住みよい暮らしのために、安全を守るために、まちづくりのために重要なことです。それを知り、「税金なんかなかったらいいのに」ではなく、「税金があるおかげで、安全で幸せな暮らしができています」と思いました。これからは、税金に感謝しながら、生活していきます。

宇和島税務署からのお知らせ

【問合先】宇和島税務署 ☎22 - 4511

※自動音声で案内します。用件の番号を選択してください。

お済みですか 確定申告

期限を過ぎて申告や納税をすると、本税のほかに加算税や延滞税が必要になる場合がありますのでご注意ください。

■申告と納税は期限内に

【申告と納税の期限】

▷所得税および復興特別所得税、贈与税：3月15日(木)まで

▷消費税および地方消費税：4月2日(月)まで

所得税および復興特別所得税と消費税および地方消費税は、期限内に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出することにより、振替納税を利用することができます。振替納税を利用する人は、次の振替日の前日までに届け出た預貯金口座の残高を確認してください。

【振替日】

▷所得税および復興特別所得税：4月20日(金)

▷消費税および地方消費税：4月25日(水)

■マイナンバーの記載にご注意ください

所得税、贈与税および消費税の申告書につきましては、申告する本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載と、申告する本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要となりますので注意してください。また、郵送などによる提出の際には本人確認書類の写しの添付をお願いします。



(マイナちゃん)

【本人確認書類の例】

例1：マイナンバーカード（表面と裏面の両方）

例2：通知カード + 運転免許証 など